# 電子認証局会議の活動

2012年12月13日

電子認証局会議　高橋　章

*PKI Day 2012*

# 目　次

電子認証局会議
Certification Authority Conference


## 1. 電子認証局会議について

1.1　電子認証局会議とは
1.2　設立経緯

## 2. 電子証明書普及の現状と活動について

2.1　電子署名法の概要
　2.1.1　電子署名法の枠組み
　2.1.2　電子署名の定義
　2.1.3　電子署名の真正な成立の推定
　2.1.4　電子署名法に基づく認定認証業務とは
2.2　電子証明書普及の現状
　2.2.1　電子証明書の発行枚数
　2.2.2　電子証明書用途一覧
　2.2.3　認定認証事業者一覧
2.3　電子認証局会議における普及活動
　2.3.1　普及に向けた取組
　2.3.2　主務省との各種検討
　2.3.3　対外的メッセージの発信
　2.3.4　調査機関との意見交換
2.4　電子証明書の信頼を支える
　2.4.1　高度なセキュリティレベルの維持と課題
　2.4.2　市場展開における課題

## 3. これからの活動　～理想の社会～

3.1　市場に向けてのメッセージ
3.2　理想の社会

# Ⅰ　電子認証局会議について

# 1.1　電子認証局会議とは

電子認証局会議
Certification Authority Conference

電子認証局会議は、電子署名がわが国の経済、生活の健全化と安定性をもらし、また、認定認証局が国民共有のセキュリティを支える信頼の拠り所としてあるべき機能、役割を果たすべく認定認証局を中心的会員とする全国的な集まりです。
（設立趣意書より）

- 設立年月日：2006年9月11日
- 運営体制
  - 会長　　小谷達人（株式会社日本電子公証機構）
  - 副会長　伊藤政章（株式会社帝国データバンク）
  - 副会長　横田勇一（東北ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝ･ｼｽﾃﾑｽﾞ株式会社）
- URL：http://www.c-a-c.jp/
- 事業内容
  - 電子認証局ならびに関連事業者との情報交流、情報提供に関する活動
  - 電子認証業務およびその認定に対する政策提言、法制度改正提言に関する活動
  - 電子署名・電子認証の利活用拡大、オンライン手続きの利用促進に関する活動
  - 電子署名・電子認証の普及啓発促進に関する活動
  - 電子署名・電子認証の広報宣伝活動に関する活動
  - 政府関係機関、他関係諸団体との渉外、連絡、意見交流に関する活動
  - 電子署名・電子認証の広報宣伝活動に関する活動

# 1.2　設立経緯

電子認証局会議
Certification Authority Conference

- 2006年1月23日
  - 「電子署名・電子認証シンポジウム　タスクフォース」（以下DDTFという)にて非公開形式「電子認証局会議」が実施される。
- 2006年5月31日
  - DDTFより「事業者団体を作り、より大きな市場を形成すべき」との提言。
- 2006年7月10日
  - 主務三省出席のもと恒常的審議機関、組織体としての認証局会議設立の動きとなる。
- 2006年9月11日
  - 正会員：12認定認証事業者　士業会員：４士業　にて設立。

# 2　電子証明書普及の現状と活動について

# 2.1.1　電子署名法の枠組み



（目的）

**第一条**　この法律は、電子署名に関し、**電磁的記録の真正な成立の推定**、**特定認証業務に関する認定の制度**その他必要な事項を定めることにより、**電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与すること**を目的とする。

**電子署名の定義**

電子署名の定義について規定（第2条）

**電磁的記録の真正な成立の推定**

**電子署名の法律上の取扱いを明確化する**

本人による一定の条件を満たす電子署名が付されている電子文書等の真正な成立の推定（第3条）

**特定認証業務に関する認定の制度等**

**信頼できる認証業務に対する認定制度を導入する**

① 特定認証業務の認定（第4条～16条）
② 指定調査機関等（第17条～32条）
③ 雑則（第33条～40条）
④ 罰則（第41条～47条）

※平成24年度　電子署名・認証業務普及セミナー　経済産業省資料より　引用

# 2.1.2　電子署名法の定義



## 電子署名及び認証業務に関する法律

（定義）
第二条
　この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一　当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二　当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

※平成24年度　電子署名・認証業務普及セミナー　経済産業省資料より　引用

# 2.1.3　電子署名の真正な成立の推定

電子認証局会議
Certification Authority Conference

［手書き署名・押印］

○　民事訴訟法第228条第4項

「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」

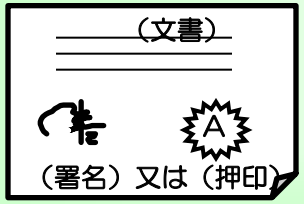


「本人の署名又は押印」　があるときは、

文書の真正な成立（本人の意思に基づき作成されたこと）の推定

類似の仕組みを導入

［電子署名］

○　電子署名及び認証業務に関する法律第3条

「電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。」

「本人による一定の条件を満たす電子署名」がされているときは、

電磁的記録の真正な成立の推定

※平成24年度　電子署名・認証業務普及セミナー　経済産業省資料より　引用

# 2.1.4　認定認証業務とは

電子認証局会議
Certification Authority Conference

## 認証業務

・電子署名法では電子署名が本人のものかどうかを証明する業務を「認証業務」

## 特定認証業務

・電子署名のうち、本人だけが行うことができるものとして主務省令で定める基準に適合するものについて行われる認証業務を「特定認証業務」と定義（第2条3項）
・即ち、電子署名が本人のものかどうかを証明するための電子証明書（公開鍵証明書）を発行する業務が「特定認証業務」であり、その業務を行う第三者機関は「電子認証局」と呼ばれています。

## 認定認証業務

・特定認証業務のうち、さらに厳格な基準をクリアし、国から認定された認証業務を「認定認証業務」と呼ばれます。また認定認証業務を行う事業者を「認定認証事業者」といい、一般的には「認定認証局」と呼称されます。

## 国の認定制度　創設の趣旨

**認証業務の方法及び業務の利用に供する設備等が一定の要件を満たしている事を実地調査で確認し、国が認定することで電子証明書の信頼性を国民が判断できる目安を提供し、民間の認証業務の健全な発展を促進。**

## 国の認定基準

〇次の要件を満たしているかを判断し、認証事業者の認定を行う。

I）認証業務に使用する設備が主務省令に適合
II）認証業務における利用者の真偽確認が主務省令で定める方法で行われるもの
III）認証業務が主務省令で定める基準に適合する方法により行われるもの

## 国の指定調査機関による定期的な調査

主務大臣の指定を受け、電子署名法第6条第2項（新規認定）、第7条第2項（認定の更新）、第9条第2項（変更認定）及び第15条第2項（外国における新規認定・認定の更新・変更認定）に基づく主務大臣の認定に必要な調査を行う。

# 2.1.4　認定認証業務とは



## 認定の効果

- 当該業務が認定を受けている旨の表示が可能
  - （法第13条第1項）
    ー認証業務に対する信頼性の目安を提供
- 裁判上、第3条の推定効が働きやすくなる事
- 認定を受けていることが政府認証基盤との相互認証の条件となっている

電子署名法の認証業務

# 2.2.1　電子証明書の発行枚数

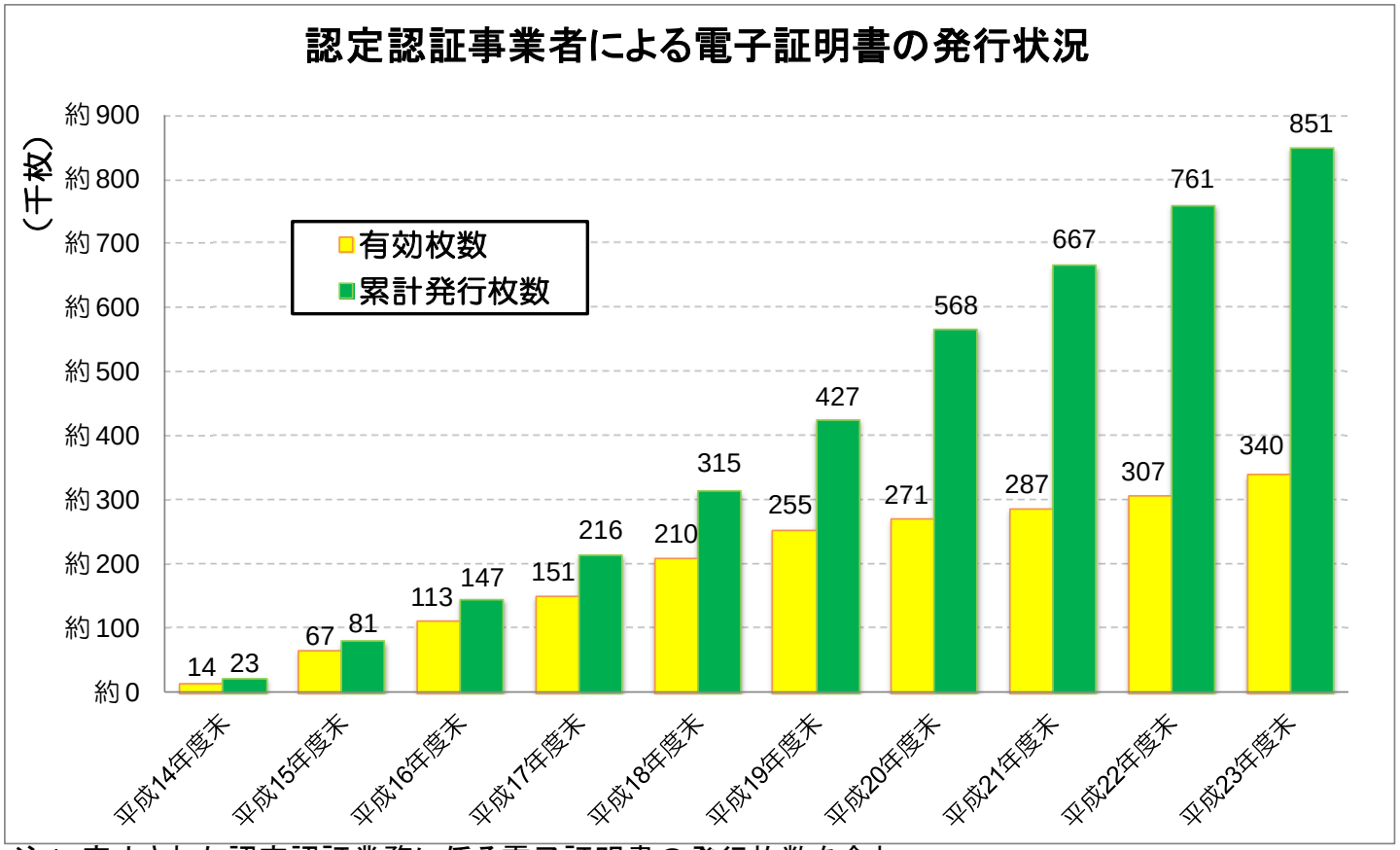


注1：廃止された認定認証業務に係る電子証明書の発行枚数を含む。

注2：数字は概数である。（発行枚数と有効枚数の差は「有効期間満了」または「申請等による失効」件数）

**認定認証業務による電子証明書発行枚数は年々増加**

※平成24年度　電子署名・認証業務普及セミナー　経済産業省資料より　引用

# 2.2.2　電子証明書用途　一覧



| 主な用途 | |
|---|---|
| 電子商取引 | ・電子取引関係文書への電子署名（見積、発注、請書、契約書、利用申込書、請求書）<br>・公開情報への電子署名（ニュースリリース、IR文書、新着情報）<br>・取引システムにおける本人認証（レセプトオンライン） |
| 保存文書 | ・国税関係帳簿・証憑類の電子化保存の際の電子署名<br>・医療関連文書の電子化保存の際の電子署名<br>・知的財産情報（先使用権、営業秘密、著作権など）への電子署名、暗号化<br>・生産記録への電子署名（PL法）<br>・取締役会議事録への電子署名 |
| 業務記録 | ・社内機密情報の暗号化 |
| 電子申請 | ・国土交通省等官公庁や地方自治体への電子入札<br>・官公庁や地方自治体への電子申請<br>・特許庁への電子出願<br>・国税の電子申請・納税<br>・地方税の電子申告・納税 |

参考URL：http://www.c-a-c.jp/case/index.html

# 2.2.3　認定認証事業者一覧

電子認証局会議
Certification Authority Conference

| | 会社名 | 特定認証業務の名称 | 認　定　日 | 証明書の主な用途 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | セコムトラストシステムズ株式会社 | セコムパスポート for G－ID | 平成14年　7月　4日 | 電子申請／電子入札 |
| 2 | 日本電子認証株式会社 | AOSignサービス | 平成14年　8月29日 | |
| 3 | 東北ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝ･ｼｽﾃﾑｽﾞ株式会社 | TOiNX電子入札対応認証サービス | 平成14年12月10日 | |
| 4 | 日本商工会議所 | ビジネス認証サービスタイプ1 | 平成15年　3月12日 | |
| 5 | ジャパンネット株式会社 | 電子入札コアシステム用電子認証サービス | 平成15年　4月21日 | |
| 6 | 株式会社中電シーティーアイ | CTI電子入札・申請届出対応　電子認証サービス | 平成15年　9月29日 | |
| 7 | 株式会社ミロク情報サービス | MJS電子証明書サービス | 平成18年　3月31日 | |
| 8 | 株式会社帝国データバンク | TDB電子認証サービスTypeA | 平成15年　2月　5日 | 電子申請／電子入札／電子契約 |
| 9 | 株式会社エヌ･ティ･ティ　ネオメイト | e-Probatio PS2 サービス | 平成17年11月　9日 | |
| 10 | 株式会社ｺﾝｽﾄﾗｸｼｮﾝ･ｲｰｼｰ･ﾄﾞｯﾄｺﾑ | CECSIGN認証サービス | 平成14年　3月26日 | 電子契約 |
| 11 | 株式会社日本電子公証機構 | 株式会社日本電子公証機構認証サービスiPROVE | 平成13年12月14日 | 電子公証 |
| 12 | 全国社会保険労務士会連合会 | 全国社会保険労務士会連合会認証サービス | 平成15年　6月10日 | 電子申請 |
| 13 | 日本税理士会連合会 | 税理士証明書発行サービス | 平成16年　1月16日 | |
| 14 | 日本土地家屋調査士会連合会 | 日本土地家屋調査士会連合会認証サービス | 平成17年12月　9日 | |
| 15 | 株式会社エヌ･ティ･ティ･ドコモ | NTTドコモ電子証明書サービス | 平成20年　9月　3日 | 電子書類の保管 |

凡例：会員事業者　非会員事業者

※平成24年度　電子署名・認証業務普及セミナー　経済産業省資料より　引用

# 2.3.1 普及に向けた取組

電子認証局会議
Certification Authority Conference

- ホームページの作成＆改訂
- 電子署名活用ガイドの作成＆改訂

利用者層が導入検討時に役立つような情報ポータル

## 2.3.2　主務省との各種検討

電子認証局会議
Certification Authority Conference

- **暗号アルゴリズム移行課題**
  - 「政府機関の情報システムにおいて使用されている暗号アルゴリズムSHA-1及びRSA1024に係る移行指針 」の遂行に関する課題を議論
  - 「次世代暗号移行X-dayおよびY-dayに関する民間認定電子認証局の要望書」に円滑な移行のための提案を実施

暗号移行スケジュール

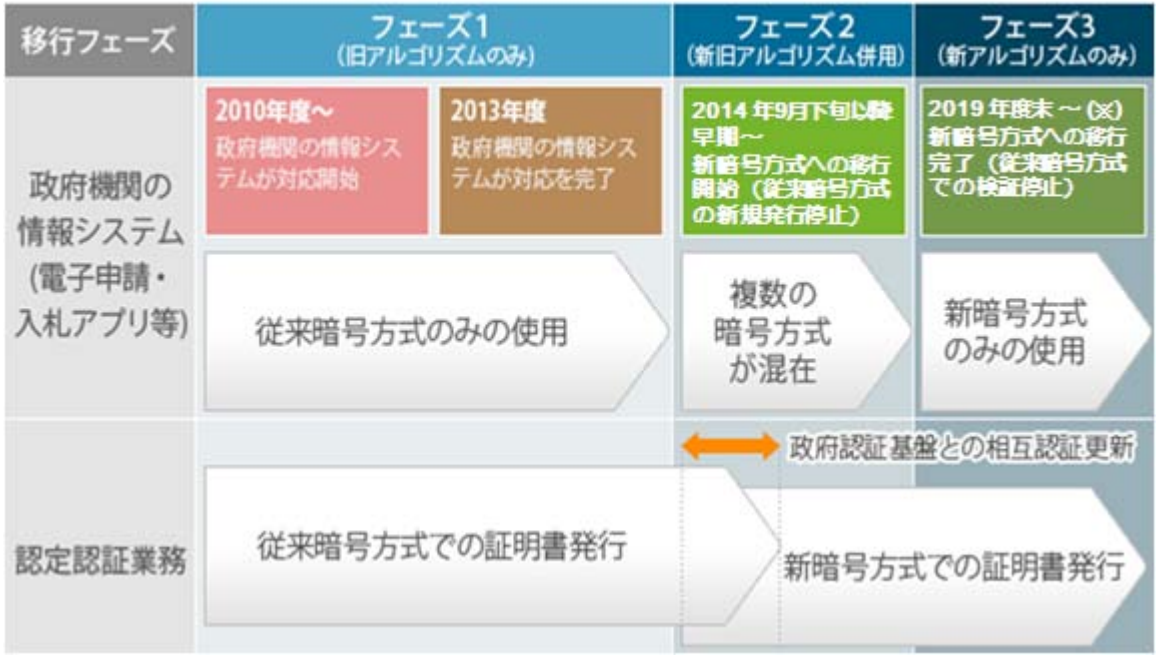


※暗号の安全性が急激に低下した場合の緊急対応計画も作成しています。

# 2.3.2　主務省との各種検討

電子認証局会議
Certification Authority Conference

## 2011年度　電子署名法検討会の暗号以外のテーマ

- 認証局更新認定調査期間の課題
  - 更新認定調査の隔年実施向けた活動
  - 海外事例も踏まえ、認証業務の信頼性を担保する方法の提案を実施
  - 電子署名法施行令の改訂を目指す
- 企業名簿の活用
  - 士業団体の登録名簿の活用と合わせ検討
  - 企業名簿による本人確認を可能とする名簿管理の条件を検討

↓

- ***2012年度　継続検討予定***

# 2.3.3　対外的メッセージの発信



<2011年8月>

◆内閣官房社会保障改革担当室様宛
「社会保障・税番号大綱」に関する意見書提出

<2011年1月>

◆経済産業省様宛
「公的個人認証証明書の民間への利用拡大について」に関する意見書提出

<2010年3月>

◆内閣官房情報セキュリティセンター様宛
「「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」（案）の策定に向けた意見の募集について」に関する意見書提出

<2008年12月>

◆総務省、法務省、経済産業省、JIPDEC様宛
電子署名法主務三省および指定調査機関に対する要望書提出

<2008年3月>

◆内閣官房情報セキュリティセンター様宛
「政府機関の情報システムにおいて使用されている暗号アルゴリズムSHA-1及びRSA1024に係る移行指針」に関する意見書提出

◆総務省、法務省、経済産業省様宛
「電子署名及び認証業務に関する法律の施行状況に係る検討会報告書（案）」に関する意見書提出

# 2.3.4　調査機関との意見交換

電子署名法の指定調査機関である一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の活動に協力。

- 暗号アルゴリズム移行に関する普及啓蒙用パンフレットに関する意見交換およびコンテンツの提供
- 主催セミナーへの後援・広報の協力

http://www.jipdec.or.jp/dupc/event/shomei/index.html

# 2.4.1　高度なｾｷｭﾘﾃｨﾚﾍﾞﾙの維持と課題

電子認証局会議
Certification Authority Conference

認定認証事業者は、以下を実施することで高度なｾｷｭﾘﾃｨﾚﾍﾞﾙを維持しています。

**●認証業務に使用する設備を主務省令で定める基準に適合させること**

例示：セキュリティを担保するための認証設備（2人以上の要員による「生体認証装置」での認証設備室への入室や、無人状態時の不正な動きを感知し警報を発する動体センサーの導入など）
**課題：システムリプレース時／次世代暗号移行時の多大な費用負担**

**●認証業務における利用者の真偽の確認を主務省令で定める方法で行うこと**

例示：住民票および印鑑登録証明書に拠る本人確認
**課題：実社会と電子上で、「利用される字体が異なる」 あるいは 「利用できる文字が異なる」事象（①国語審議会「常用漢字表」、②JIS2004とそれ以前の文字フォントの違い、など）**

**●認証業務が主務省令で定める基準に適合する方法によって行うこと**

例示：電子証明書の申込に係る書類の10年間保存義務（電子証明書の有効期間満了日から）
**課題：増大する申込書類の保管スペース問題**

**●上記の要件を満たし、国（および実地調査を実施する指定調査機関）による定期的な調査を受けること（1年毎）、および業務監査を実施すること**

例示：調査項目は上記3点を基準として多岐にわたる220以上の項目を実施。
**課題：実地調査、および業務監査における相応の人員・時間・費用負担**

# 2.4.2　市場展開における課題



- **難解な用語が多い**
  - ⇔　普通の人には解りにくい
- **情報セキュリティに対する企業認識**
  - ⇔　セキュリティ投資（訴訟リスク等）に対する企業メリットの数値化が難しい
- **相手があっての電子署名**
  - ⇔　電子署名は相手があってはじめて成り立つもの
- **身近に利用できるアプリケーションの不在／不足**

# 3　これからの活動　～理想の社会～

# 3.1　市場に向けてのメッセージ

電子認証局会議
Certification Authority Conference

## ■ ビジネスの効率化を加速する“電子署名”！

**1)保存・流通コストの削減** → 電子署名により電子文書を原本として取り扱い可能
非改ざん性を担保した情報交換や電子保存が可能

**2)業務プロセスの効率化** → 電子化により情報の検索性が向上
電子化により文書の共有および文書の再活用が可能

**3)内部統制の向上** → 電子化により文書への適切なアクセス管理を実現
電子化により文書の管理性が向上

### 電子署名の対象文書

**契約関連文書**
- 建設工事請負契約
- 秘密保持契約
- 基本契約、覚書
  など

**商取引関連文書**
- 見積書
- 発注書
- 明細書
  など

**業務関連・記録文書**
- 製品図面、CADデータ
- 警備業法関連文書
- 建築図面や構造計算書
- 顧客への配布文書、など

**知的財産文書**
- 仕様書
- 設計書
- 研究ノート
  など

**e-文書法関連文書**
- 国税関連文書
- 医療関連文書
- 会社法関連文書
  など

# 3.2　理想の社会

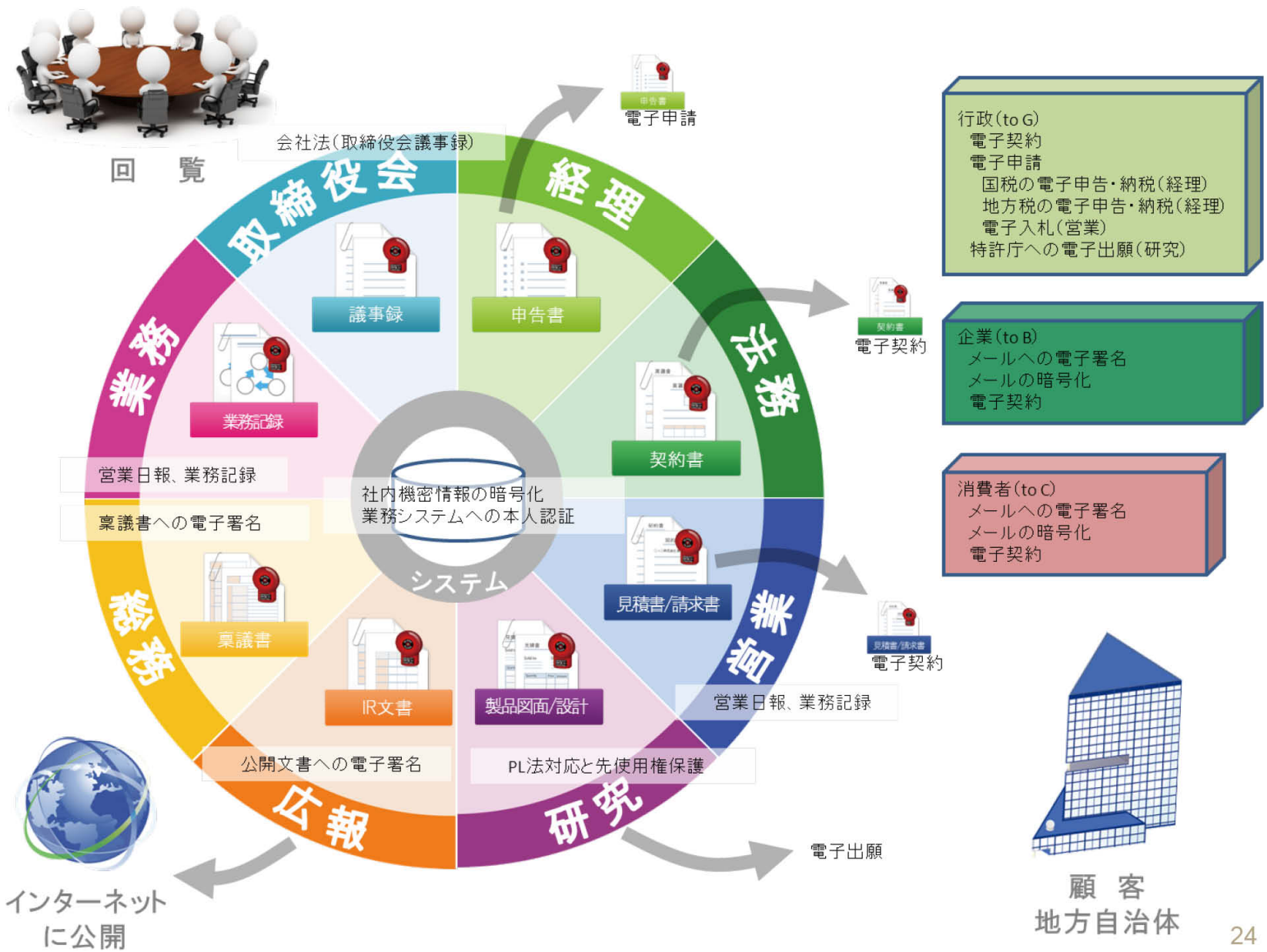
回　覧
会社法（取締役会議事録）
取締役会
議事録
経理
申告書
電子申請
法務
契約書
電子契約
業務
業務記録
営業日報、業務記録
稟議書への電子署名
社内機密情報の暗号化
業務システムへの本人認証
システム
営業
見積書/請求書
電子契約
営業日報、業務記録
総務
稟議書
広報
IR文書
公開文書への電子署名
研究
製品図面/設計
PL法対応と先使用権保護
電子出願
インターネット
に公開
行政（to G）
電子契約
電子申請
国税の電子申告・納税（経理）
地方税の電子申告・納税（経理）
電子入札（営業）
特許庁への電子出願（研究）
企業（to B）
メールへの電子署名
メールの暗号化
電子契約
消費者（to C）
メールへの電子署名
メールの暗号化
電子契約
顧　客
地方自治体

# ご清聴ありがとうございました

URL：http://www.c-a-c.jp/